厚生労働省国民保護計画

平成 17 年 10 月 28 日
（最終改正：令和７年４月１日）

目次

総論.....1
　１　この計画の目的.....1
　２　計画の適切な見直し.....1
第１章　実施体制の確立.....1
　第１節　組織・体制等の整備.....1
　　１　厚生労働省国民保護連絡会議の設置.....1
　　２　地方厚生局、都道府県労働局における体制の整備.....1
　　（１）地方厚生局における連絡体制の整備.....1
　　（２）都道府県労働局における連絡体制の整備.....2
　　３　本省における連絡体制及び参集体制の整備.....2
　　（１）体制の整備.....2
　　（２）職員の参集.....2
　　４　地方厚生局及び都道府県労働局における連絡体制及び参集体制の整備.....3
　　（１）地方厚生局における連絡体制及び参集体制の整備.....3
　　（２）都道府県労働局における連絡体制及び参集体制の整備.....3
　　５　国民の保護のための措置の実施機能等の確保.....3
　　（１）厚生労働省における中枢機能の維持・確保のための体制整備.....3
　　（２）行政機能の維持・確保のための体制整備.....4
　　６　国民の保護のための措置に関する職員の研修等.....4
　第２節　平素における措置.....4
　　１　医療に係る体制の整備.....4
　　（１）人工透析医療.....4
　　（２）難病患者等の医療.....4
　　２　保健・衛生に係る体制の整備.....4
　　（１）地域における健康危機管理体制の整備.....4
　　（２）災害対策に有用な健康危機管理情報の提供による保健医療活動支援.....5
　　３　訓練及び備蓄等.....5
　　（１）訓練.....5
　　（２）備蓄.....5
　　（３）地方公共団体相互の連携体制の整備.....6
　　（４）その他.....6
　第３節　武力攻撃事態等における活動体制の確立.....6
　　１　体制の整備.....6
　　（１）厚生労働省国民保護対策本部の設置.....6
　　（２）職務代理.....7
　　２　職員の派遣.....7
　　３　厚生労働省現地対策本部の設置.....7

４　都道府県労働局国民保護対策本部の設置..... 7
第２章　国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項..... 8
１　基本的人権の尊重..... 8
２　国民の権利利益の迅速な救済..... 8
３　国民に対する情報提供..... 8
４　関係機関相互の連携協力の確保..... 8
５　指定公共機関の自主性の尊重等..... 9
６　高齢者、障害者等への配慮..... 9
７　国際人道法の的確な実施..... 9
８　安全の確保..... 9
第３章　住民の避難に関する措置に関する事項..... 9
第１節　警報の通知及び伝達..... 9
第２節　住民の避難..... 10
１　避難措置の指示の通知..... 10
２　避難住民の誘導..... 10
第４章　避難住民等の救援に関する措置に関する事項..... 11
第１節　総則..... 11
第２節　生活必需品等の給与又は貸与..... 11
第３節　医療の提供等..... 11
１　医療の提供及び助産..... 11
（１）救護班の派遣等..... 11
（２）医療活動を実施するための体制整備等..... 11
（３）医療活動の実施..... 12
（４）医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項..... 12
第４節　保健・衛生に係る対策..... 13
１　埋葬及び火葬..... 13
２　保健医療関係者の派遣..... 14
第５節　福祉に係る対策..... 14
１　被災都道府県等の支援..... 14
２　ボランティアへの支援..... 14
第６節　安否情報の収集・提供..... 15
第５章　武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項..... 15
第１節　生活関連等施設の安全確保..... 15
１　毒物又は劇物の取扱施設..... 15
（１）平素からの備え..... 15
（２）武力攻撃事態等における措置..... 15
２　毒薬又は劇薬の取扱施設..... 16
（１）平素からの備え..... 16
（２）武力攻撃事態等における措置..... 16
３　生物剤・毒素の取扱所..... 17

（１）平素からの備え..... 17
（２）武力攻撃事態等における措置..... 17
第２節　武力攻撃原子力災害への対処..... 18
第３節　ＮＢＣ攻撃による災害への対処..... 18
１　共通事項..... 18
（１）平素からの備え..... 18
（２）武力攻撃災害発生時の措置..... 18
（３）生物剤による攻撃の場合..... 19
第４節　保健衛生の確保その他の措置..... 20
１　感染症等の指定等の特例..... 20
２　人工透析医療..... 21
３　難病患者等への医療..... 21
４　公費負担医療に係る対応..... 22
５　地域における衛生状況の確保..... 22
６　医薬品等の迅速な承認..... 22
第５節　労働災害防止..... 22
第６章　国民保護措置のための全般的な留意事項..... 23
第１節　情報の収集・提供..... 23
１　平素からの備え..... 23
２　被災情報等の収集・提供..... 23
第２節　通信の確保..... 23
第３節　海外からの支援の受入れ..... 24
第４節　赤十字標章等・特殊標章等の交付等..... 24
第７章　国民生活の安定に関する措置に関する事項..... 24
第１節　国民生活の安定..... 24
１　医薬品等の価格の安定等..... 24
２　社会保険関係..... 24
（１）医療保険..... 24
（２）社会保険業務に係る緊急業務処理体制の整備..... 25
（３）社会保険に係る行政サービスの確保..... 25
（４）社会保険料に係る納期限の延長、免除..... 25
（５）特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等..... 26
３　労働保険関係..... 26
（１）労災保険給付等に関する措置..... 26
（２）労働保険料の納付に関する特例措置..... 26
（３）雇用保険の失業等給付に関する特例措置..... 26
４　その他..... 26
（１）　未払賃金立替払制度事業に関する措置..... 26
（２）　労働金庫による生活資金の貸付けの円滑化..... 26
（３）　中小企業退職金共済掛金の納付に関する特例措置..... 27

（４）　労働者に対する貸付金に関する特例措置..... 27
（５）　離職者の早期再就職等の促進..... 27
（６）　生活福祉資金..... 27
（７）　株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付に関する事項..... 27
第２節　応急の復旧..... 27
１　医療機関等の応急の復旧..... 27
２　社会福祉施設の復旧..... 28
第３節　武力攻撃災害の復旧に関する措置..... 28
１　災害復旧工事に従事する労働者の安全・衛生の確保..... 28
２　事業場の操業再開時における労働災害の防止..... 28
第８章　緊急対処事態への対処..... 28
１　厚生労働省緊急対処事態対策本部の設置..... 28
（１）厚生労働省緊急対処事態対策本部の業務..... 28
（２）事務局..... 28
（３）職務代理..... 29
２　緊急対処保護措置の実施等..... 29
別添..... 30

総論

1　この計画の目的

○　この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 33 条第１項及び第 182 条第２項の規定に基づき、厚生労働省の所掌事務について、国民の保護に関し講ずべき措置、実施体制等を定め、もって武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

2　計画の適切な見直し

○　厚生労働省は、この計画を効果的に推進できるよう、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更に当たっては、関係する指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

第１章　実施体制の確立

第１節　組織・体制等の整備

1　厚生労働省国民保護連絡会議の設置

○　厚生労働省の所掌事務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常設の連絡調整組織として、総括審議官を長とする厚生労働省国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

○　連絡会議は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し厚生労働省内における必要な連絡調整を行う。

・　緊急時のための連絡網の作成その他の省内の連絡体制及び参集体制の整備
・　都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
・　この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
・　この計画の見直し
・　平素における関係機関との連携
・　その他必要な事項

○　連絡会議の事務局は、大臣官房厚生科学課において行う。

○　前項に定めるもののほか、連絡会議の組織その他必要な事項は、別に定めるところによる。

2　地方厚生局、都道府県労働局における体制の整備

（1）地方厚生局における連絡体制の整備

○　地方厚生局総務課は、武力攻撃事態等における指示の伝達、情報収集等を迅速に行うための体制を整備しておくものとする。

なお、体制の整備に際しては、夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制の整備、複数の連絡手段や連絡先の確保、電話その他の通常の通信手段の利用ができない場合の通信手段の確保、本省関係部局及び管下都府県事務所等への

連絡責任者の指定等の措置を講ずること。

（２）都道府県労働局における連絡体制の整備

○　都道府県労働局総務部総務課は、武力攻撃事態等における指示の伝達、情報収集等を迅速に行うための体制を整備しておくものとする。

なお、体制の整備に際しては、夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制の整備、複数の連絡手段や連絡先の確保、電話その他の通常の通信手段の利用ができない場合の通信手段の確保、本省関係部局並びに労働基準監督署及び公共職業安定所への連絡責任者の指定等の措置を講ずること。

３　本省における連絡体制及び参集体制の整備

（１）体制の整備

○　連絡会議の構成員は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡がとれるようにする。

○　連絡会議の構成員及び第１章第３節１（１）に定める厚生労働省国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）の構成員等は、武力攻撃事態等において、即時に参集することができるよう、平素から、厚生労働省本省への複数の交通手段及び独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）災害医療センターへのルートを確認しておく。

○　人事異動により、連絡会議の構成員及び第１章第３節１（１）に定める省対策本部の構成員等が変更になる場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、変更になる旨を連絡会議事務局に報告する。

（２）職員の参集

○　危機管理・医務技術総括審議官は必要に応じて、官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達の任務等にあたるものとする。

○　武力攻撃事態等に至った場合には、連絡会議の構成員は、第１章第１節１で定める連絡網に従い、武力攻撃事態等に係る情報を速やかに厚生労働省関係部局に伝達する。

○　厚生労働省関係部局は、武力攻撃事態等に係る情報を得た場合は、直ちに連絡会議事務局に報告するとともに、他からの指示等の有無にかかわらず、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置を開始する。

○　厚生労働省関係部局は、関係都道府県・市町村からの情報に限らず、マスコミ情報、武力攻撃事態等に係る地域の関係施設への直接電話照会、全国ネットワークを持つ企業への照会等可能なあらゆる手段により情報を収集し、当該情報を連絡会議事務局に報告する。

○　連絡会議事務局は、必要に応じて連絡会議を開催し、関係部局相互の連携強化を図る。

○　連絡会議事務局は、厚生労働省関係部局から収集した情報を取りまとめ、官邸、関係省庁等に報告するものとする。

４　地方厚生局及び都道府県労働局における連絡体制及び参集体制の整備

（１）地方厚生局における連絡体制及び参集体制の整備

○　地方厚生局総務課に、本省及び管下都府県事務所等との連絡調整を行う「連絡担当者」を置く。

○　本省における地方厚生局との連絡調整窓口は、連絡会議事務局と連携し（第１章第３節１（１）に定める省対策本部の設置後は省対策本部の指示を受けて）厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室が行うが、地方厚生局に対する個別具体的な指示等については、本省関係部局が直接行うものとする。

○　厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室は、連絡会議事務局（第１章第３節１（１）に定める省対策本部の設置後は省対策本部）から武力攻撃事態等に関する連絡を受けた場合には、当該事態の発生した地域を管轄する地方厚生局に連絡する。

○　厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室は、地方厚生局から現地の状況の報告を受けた場合及び地方厚生局に対する指示等を行った場合には、厚生労働省関係部局にその旨を伝達する。

○　厚生労働省関係部局は、地方厚生局から現地の状況の報告を受けた場合及び地方厚生局に対する指示等を行った場合には、大臣官房地方課地方厚生局管理室にその旨を伝達する。

（２）都道府県労働局における連絡体制及び参集体制の整備

○　都道府県労働局総務部総務課に、本省並びに管下労働基準監督署及び公共職業安定所との連絡調整を行う「連絡担当者」を置く。

○　本省における都道府県労働局との連絡調整窓口は、連絡会議事務局と連携し（第１章第３節１（１）に定める省対策本部の設置後は省対策本部の指示を受けて）厚生労働省大臣官房地方課が行うが、都道府県労働局に対する個別具体的な指示等については、本省関係部局が直接行うものとする。

○　厚生労働省大臣官房地方課は、連絡会議事務局（第１章第３節１（１）に定める省対策本部の設置後は省対策本部）から武力攻撃事態等に関する連絡を受けた場合には、当該事態の発生した地域を管轄する都道府県労働局に連絡する。

○　厚生労働省大臣官房地方課は、都道府県労働局から現地の状況の報告を受けた場合及び都道府県労働局に対する指示等を行った場合には、厚生労働省関係部局にその旨を伝達する。

○　厚生労働省関係部局は、都道府県労働局から現地の状況の報告を受けた場合及び都道府県労働局に対する指示等を行った場合には、大臣官房地方課にその旨を伝達する。

５　国民の保護のための措置の実施機能等の確保

（１）厚生労働省における中枢機能の維持・確保のための体制整備

○　厚生労働省は、武力攻撃事態等において、本省が国民の保護のための中枢機能を果たし得るよう、以下の措置を講じる。

・　庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料の確保等に努める。

・　武力攻撃事態等における利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。

（２）行政機能の維持・確保のための体制整備

○　厚生労働省各部局においては、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最低限に止めるため、武力攻撃事態等における職員の出勤及び配置の基準・業務処理手順の策定等必要な措置を講じておくものとする。

○　情報処理システム等の運用を所管する部局においては、武力攻撃事態等に対する情報処理システム等の保護、復旧、運用の確保等の観点から、常に研究、見直しを行い、システム更改時において必要な措置を講ずるとともに、武力攻撃事態等における各種情報処理システム等の停止時における業務処理手順の徹底その他の措置を講じておくものとする。

６　国民の保護のための措置に関する職員の研修等

○　連絡会議は、連絡会議の構成員及び第１章第３節１（１）に定める省対策本部の構成員等に対して、講習会の実施等を通じ、国民保護措置に関して必要な以下に例示する知識等の周知徹底を図る。

・　国民保護法その他の関係法令の概要

・　この計画及び所掌事務に係る国民保護措置実施マニュアルの概要

・　武力攻撃事態等における連絡網

第２節　平素における措置

１　医療に係る体制の整備

（１）人工透析医療

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた武力攻撃災害時の人工透析医療を確保するため、都道府県が公益社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保など、人工透析医療に係る防災体制を整備することに関し、医政局の協力を得て都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

（２）難病患者等の医療

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する武力攻撃災害時の医療を確保するため、都道府県による難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制の整備に関し、医政局及び医薬局の協力を得て都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

２　保健・衛生に係る体制の整備

（１）地域における健康危機管理体制の整備

○　厚生労働省関係部局は、厚生労働省と都道府県間、都道府県・市町村・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。

○　厚生労働省関係部局は、保健所、地方衛生研究所等の広域的な連携及び応援体制の整備の推進に努める。

○　厚生労働省関係部局は、都道府県に対して、保健所が地域における健康危機管理体制の拠点として、また、地方衛生研究所がその技術的・専門的支援機関としての体制整備が図れるように支援する。

○　厚生労働省関係部局は、都道府県が交代要員その他の職員の配置を図り、２４時間即応可能な体制を確保することに関し、平素から助言を行うものとする。

（２）災害対策に有用な健康危機管理情報の提供による保健医療活動支援

○　厚生労働省関係部局は、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーにおいて災害対策に有用な情報の収集・整理を行う。

３　訓練及び備蓄等

（１）訓練

○　厚生労働省は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関と連携の上、ＮＢＣ攻撃等（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど、実践的なものとするとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。

○　厚生労働省は、地方公共団体と共同して訓練を行う場合には、訓練を実施する場所の地方公共団体の理解を得ながら、都道府県の区域を越える広域的な避難訓練等を実施するよう努めるものとする。

（２）備蓄

○　厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬局）は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

○　厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬局）は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

○　厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬局）は、地方公共団体が国民保護措置を実施するために必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。

○　厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び健康・生活衛生局感染症対策部）は、武力攻撃災害への対処に関する措置その他国民保護措置の実施のために必要な安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備

蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを、必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めるものとする。

○　厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬局）は、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体が国民保護措置の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。

○　厚生労働省関係部局は、それぞれ国民保護措置を実施するため、平素からその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検するものとする。

（３）地方公共団体相互の連携体制の整備

○　厚生労働省は、広域にわたる避難、ＮＢＣ攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、地方公共団体相互の広域的な連携体制の整備の推進に努めるものとする。

（４）その他

○　厚生労働省（医政局及び社会・援護局）は、国立病院機構及び日本赤十字社がそれぞれの国民保護業務計画を策定するに当たっては、国立病院機構又は日本赤十字社からの要望に基づき、必要な助言を行うものとする。

第３節　武力攻撃事態等における活動体制の確立

１　体制の整備

（１）厚生労働省国民保護対策本部の設置

○　厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする省対策本部を設置する。省対策本部は次の業務を行う。

・　国民保護措置の実施に関する厚生労働省内の総括及び総合調整
・　対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
・　対策本部、関係省庁等から収集した情報の厚生労働省関係部局への提供
・　厚生労働省関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
・　国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的な作成等による広報活動の総括
・　厚生労働省現地対策本部を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整
・　その他国民保護措置の実施に関し必要な業務

○　本省を含む地域について武力攻撃事態等であると認定されるなど、省対策本部を本省に設置することにより国民保護措置を推進することが困難であると認められる場合には、厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、立川広域防災基地（東京都立川市）内の国立病院機構災害医療センターに省対策本部を設置することについて、国立病院機構に対して協力要請を行う。

○　対策本部長から厚生労働大臣に対して、対策本部が設置された旨の連絡があった場合には、厚生労働省医政局は国立病院機構に対して、社会・援護局は日本赤十字社に対して、直ちに通知する。

○　省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に省対策本部の連絡窓口等を通知するものとする。

○　省対策本部の事務局は、大臣官房厚生科学課において行う。

○　前項に定めるもののほか、省対策本部の組織その他必要な事項は、別に定めるところによる。

（2）職務代理

○　大臣が指揮することができないときは、副大臣が省対策本部の長の職務を代行する。副大臣が複数いる場合は、予め別に定める職務代行の順序に従う。

○　副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、医務技監、官房長、総括審議官の順で指揮する。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行の順序に従う。

2　職員の派遣

○　厚生労働省は、武力攻撃災害が発生した場合には、状況に応じ、特に次に例示する職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行う。

・　保健医療関係情報収集のための職員

・　その他国民保護措置に必要な職員

○　国民保護法第 29 条第３項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、速やかに厚生労働大臣が指名する職員を派遣するものとする。

○　国民保護法第 151 条第１項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき又は第 152 条第１項の規定による職員の派遣のあっせんの求めがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するものとする。

3　厚生労働省現地対策本部の設置

○　被災都道府県・市町村の機能が低下し、被害状況等の情報収集及び国民保護措置の的確な遂行に支障が生ずるおそれがある場合その他国民保護措置について万全の措置を講ずるため必要と認められる場合には、厚生労働大臣は、厚生労働省現地対策本部を設置する。

○　厚生労働省現地対策本部は、被災状況の把握、被災都道府県・市町村における事務執行状況の把握、住民ニーズの把握、被災都道府県・市町村の活動に対する助言、省対策本部への情報伝達等を行う。

4　都道府県労働局国民保護対策本部の設置

○　都道府県労働局長は、その管轄区域内で武力攻撃事態等が発生した場合において、国民の保護のため必要があると認めるときは、都道府県労働局国民保護対策本部を設置する。

○　都道府県労働局国民保護対策本部の組織その他の必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課及び関係部局の長が定める。

第２章　国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年３月 25 日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

１　基本的人権の尊重

○　厚生労働省は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用等の実施に当たって、地方公共団体が国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行われるよう厚生労働省は必要な助言を行うものとする。

２　国民の権利利益の迅速な救済

○　厚生労働省大臣官房厚生科学課は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てその他の国民の権利利益の救済に係る手続について、国民からの申請を受け付けた後、厚生労働省関係部局に回付するものとする。また、当該申請の回付を受けた関係部局においては、当該申請を迅速に処理するよう努めるものとする。

○　厚生労働省関係部局は、これらの手続に関連する文書を、厚生労働省行政文書管理規則等に基づき、同規則で定められている期間保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するなど、適切に保存するものとする。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払うものとする。

３　国民に対する情報提供

○　厚生労働省は、武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

○　省対策本部が設置された場合には、省対策本部事務局は、速やかに記者発表を行う。

○　厚生労働省は、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

４　関係機関相互の連携協力の確保

○　省対策本部は、関係都道府県・市町村その他の関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するとともに、都道府県知事等から厚生労働大臣に対して、国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、厚生労働大臣は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

5　指定公共機関の自主性の尊重等

○　厚生労働省は、国立病院機構及び日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その自主性を尊重することとされている。厚生労働省医政局及び社会・援護局は、その自主性の尊重について、関係省庁及び地方公共団体に対し、必要に応じ助言を行う。

6　高齢者、障害者等への配慮

○　国民保護措置を実施するに当たっては、特に高齢者、障害者等に対するきめ細かな配慮が必要であり、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援について特に配慮を要する者の保護について留意するものとする。

○　厚生労働省が設置・運営する施設にあっては、当該施設を利用している高齢者、障害者等に対する警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援が迅速かつ的確に行われるよう、対応マニュアルの作成等必要な体制の整備に努めるものとする。

7　国際人道法の的確な実施

○　赤十字標章等や特殊標章等の交付等にあたり、厚生労働省（赤十字標章等については医政局、特殊標章等については関係部局）は、地方公共団体等と協力しつつ、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施の確保を図るものとする。

○　厚生労働省大臣官房は、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和 22 年法律第 159 号）の適切な実施を確保するものとする。

8　安全の確保

○　厚生労働省は、国民保護措置の実施に当たっては、地方公共団体と相互に連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

○　厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所）の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全確保のための必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

○　厚生労働省は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に、十分に配慮するものとする。

第３章　住民の避難に関する措置に関する事項

第１節　警報の通知及び伝達

○　厚生労働省関係部局（大臣官房、医政局、社会・援護局）は、対策本部長から警

報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様とする。

○　地方厚生局長は、警報の通報を受けたときは、管内の都府県事務所長等に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。

○　都府県事務所長等は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。

○　都道府県労働局長は、警報の通知を受けたときは、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。

○　労働基準監督署長及び公共職業安定所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。

○　厚生労働省関係部局が警報の内容を通知・伝達すべき関係機関の連絡先、連絡方法等は、別に定めるところによる。

○　厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を適切かつ効果的に活用して、医療機関及び関係行政機関等へ伝達するものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、警報を迅速かつ確実に伝達するための情報収集のツールとして、災害保健情報システム及び国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所へ伝達するものとする。

○　なお、上記の通知・伝達の手段に加え、厚生労働省総合情報ネットワークシステムがＧＳＳ　Ｇ－ＮＥＴ、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、適切かつ効果的に活用するものとする。

第２節　住民の避難

１　避難措置の指示の通知

○　厚生労働大臣は、関係機関に対し、警報の通知に準じて、避難措置の指示の迅速かつ確実な通知を行うものとする。

２　避難住民の誘導

○　厚生労働大臣は、病院その他の多数の者が利用する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請するものとする。

○　厚生労働省が所管する施設等機関のうち、自ら避難することが困難な者が滞在している施設の長は、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるものとする。

第４章　避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第１節　総則

○　内閣総理大臣が国民保護法第 88 条第２項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、厚生労働大臣は関係省庁と連携を図り、所要の救援を行うものとする。

第２節　生活必需品等の給与又は貸与

○　厚生労働省医政局及び医薬局は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、生活必需品等の供給を行うほか、物資の入手可能経路等の情報提供等の必要な支援を行うものとする。また、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

第３節　医療の提供等

１　医療の提供及び助産

（１）救護班の派遣等

○　厚生労働省医政局は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成するものとする。また、厚生労働省医政局は、必要に応じ、公的医療機関及び民間医療機関に対し救護班の派遣を依頼するものとする。

○　厚生労働省労働基準局は、避難住民の医療対策のため必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構に対し、労災病院等の医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

　また、初期の武力攻撃災害における医療においては、医療活動に従事する者による自律的な活動が必要であることから、労災病院等は状況等を勘案し、自らの判断に基づき、医師その他の職員の派遣等必要な措置を講ずるものとする。

○　厚生労働省医政局は、救護班の緊急輸送について、必要に応じ、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。

○　厚生労働省関係部局は、緊急物資の運送について、必要に応じ、運送事業者である指定公共機関に対して求めるものとする。

（２）医療活動を実施するための体制整備等

○　厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、必要に応じて、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構に対する要請を行い、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に資するよう、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構の専門的及び技術的な知見を活用するものとする。

○　厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構に対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からＮＢＣ攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、

医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。

○　厚生労働省医政局は、核攻撃等による災害が発生した場合、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、専門的入院診療に対応可能な被ばく医療体制との連携が図られるよう、大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局の協力を得て支援するものとする。

○　厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局及び健康・生活衛生局感染症対策部は武力攻撃災害時における診断・治療等に関しての研究を推進するものとする。

○　厚生労働省医政局は、医療関係者等に対して、武力攻撃災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、ＮＢＣ攻撃を含む武力攻撃災害時に特有な傷病の診断・治療技術等に関しての教育研修を推進するものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、保健医療関係者に対して、生物剤を用いた武力攻撃災害時に発生するおそれのある感染症の診断・治療技術等に関しての教育研修を推進するものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、平素から、感染症を診断した医師の届出状況を分析する感染症サーベイランス、呼吸器症状及び皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求めるなどの症候群サーベイランスの実施により、感染症の異常な発生動向を迅速に察知するものとする。

（３）医療活動の実施

○　厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構に対して、必要に応じ、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20 年法律第 93 号）第 24 条及び国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第 46 号）第 40 条の規定に基づき、医療活動の実施を求めるものとする。

○　厚生労働省医政局は、広域後方医療施設への傷病者の搬送について、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。

（４）医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○　厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、被ばく医療に係る医療チームの構成員として、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構の医療関係者を派遣するよう求めるものとする。

○　被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものと

する。

○　厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するよう求めるものとする。

②生物剤による攻撃の場合の医療活動

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、第一種感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう都道府県に必要な指示を行うものとする。また、痘そうについては、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく臨時の予防接種として、医療関係者にワクチン接種を行うよう都道府県に必要な指示を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等を提供するものとする。

○　厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、使用された病原体等の特性に応じた疫学調査、診断及び治療方法に関する情報提供、疫学調査、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。

○　厚生労働省医政局は、厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部の専門的及び技術的な知見に基づく協力を受け、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、救護班の編成等を依頼し、医療活動を行うものとする。

③化学剤による攻撃の場合の医療活動

○　厚生労働省医政局は、原因物質が特定された場合は、関係部局の協力を得て、その特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。

○　上記のほか、厚生労働省医政局は、救急医療派遣チームの派遣及び救護班の編成などの医療活動を行うものとする。

第４節　保健・衛生に係る対策

１　埋葬及び火葬

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、遺体の搬送及び埋葬又は火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。

また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、関係省庁及び関係団体に対し協力要請する。

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、市町村による迅速な埋葬又は火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理を行うよう、周知する。

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第 122 条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）第 34 条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第５条第２項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第１項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めるものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、被災都道府県の墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力、埋葬及び火葬すべき死体の所在等に関する情報を広域的かつ速やかに収集する。

２　保健医療関係者の派遣

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、平素から、被災時における迅速な対応を可能とするため、保健所が地域の保健医療関係者の把握、都道府県庁や市町村保健センターとの連携体制の確立に努めることができるように助言を行う。また、市町村保健センターが、保健医療関係者の派遣に関する地域の情報を見過ごすことなく、災害時要配慮者（障害者、難病患者を含む。）の把握に努めることができるように助言を行う。

○　武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、厚生労働省及び関係機関が災害保健情報システム等を活用して行う。

○　厚生労働省関係部局は、被災都道府県における保健医療関係者の派遣に係る調整の際、被災地に最も近い保健医療行政機関である保健所の活用に努めることができるよう助言を行う。

第５節　福祉に係る対策

１　被災都道府県等の支援

○　厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

２　ボランティアへの支援

○　厚生労働省社会・援護局は、都道府県及び市町村と連携し、武力攻撃事態等に

おけるボランティア活動の支援のため、以下の取組を行う。

・　平素から、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るとともに、武力攻撃事態等におけるボランティアとの連携方策について検討すること。

・　武力攻撃事態等においては、ボランティア関係団体と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアへのニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めること。

・　武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断するとともに、ボランティアの技能等の効果的な活用を図るものとする。また、ボランティアの登録・派遣調整等を担い、その活動拠点となるボランティア・センターの円滑な運営、ボランティアの生活環境等に配慮すること。

第６節　安否情報の収集・提供

○　厚生労働省が所管する施設等機関の長は、当該施設等機関に収容され、又は入所・入院している避難住民等について、安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、これを適時に当該施設等機関の所在地を管轄する地方公共団体の長及び当該施設等機関の所管部局の長に提供するものとする。また、当該避難住民等が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第５章　武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第１節　生活関連等施設の安全確保

１　毒物又は劇物の取扱施設

（１）平素からの備え

○　厚生労働省医薬局は、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒物又は劇物の取扱施設（以下「毒物劇物取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。

○　厚生労働省医薬局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。

○　厚生労働省医薬局は、武力攻撃事態において、毒物劇物取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

（２）武力攻撃事態等における措置

○　厚生労働省医薬局は、平素時の毒物劇物流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県との緊密な連絡体制を確立する。

○　厚生労働省医薬局は、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。

○　厚生労働省医薬局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒物劇物取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県に対して当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

○　厚生労働省医薬局は、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合又は自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。

○　厚生労働省医薬局は、危険が切迫している場合又は緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒物劇物取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。

○　厚生労働省医薬局は、武力攻撃事態等において、毒物劇物の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒物劇物取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

2　毒薬又は劇薬の取扱施設

（1）平素からの備え

○　厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒薬又は劇薬の取扱施設（以下「毒薬劇薬取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。

○　厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。

○　厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態において、毒薬劇薬取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

（2）武力攻撃事態等における措置

○　厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、平素時の毒薬劇薬流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県、地方厚生局との緊密な連絡体制を確立する。

○　厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。

○　厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒薬劇薬取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県、地方厚生局に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

○　厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合又は自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。

○　厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、危険が切迫している場合又は緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒薬劇薬取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。

○　厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態等において、毒薬劇薬の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒薬劇薬取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県、地方厚生局に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

3　生物剤・毒素の取扱所

（1）平素からの備え

○　生物剤・毒素の取扱所を有する事業を所管する部局は、都道府県と緊密な連絡をとりつつ、所管する取扱所を把握する。

○　生物剤・毒素の取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、当該取扱所について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に規定する特定病原体等の所持施設が、施設の基準、保管等の基準を遵守していることを適宜確認するとともに、これらの基準に適合していないと認めるときは、改善命令その他の必要な監督を行うものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、感染症法に規定する特定病原体等の所持施設を有する事業を所管する省庁に対し、必要に応じて、当該施設における特定病原体等の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請するものとする。

（2）武力攻撃事態等における措置

①人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素の

取扱所

国民保護法施行令第 28 条における人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素として別添として掲げるものの取扱所（以下「取扱所」という。）に関しては、以下のとおり対処する。

○　取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局（以下「事業等所管部局」という。）は、状況に応じ、取扱所における保有・管理状況につき、都道府県又は関係団体と緊密な連絡をとりつつ、速やかに報告を聴取する。

○　事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、危険が切迫している場合又は緊急に広域的対応が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときには、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、取扱所の管理者に安全確保措置の実施を要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。

○　事業等所管部局は、取扱所等に係る武力攻撃災害が発生したときは、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に実施する。

○　事業等所管部局は、都道府県等から支援の求めがあったときは、指導、助言、連携体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など取扱所の安全確保のため必要な支援を行うよう努める。また、自らの必要があると認めるときは、支援を行う。

○　事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、国民保護法第 103 条に定める取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置の実施が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に講ずる。また、事業等所管部局は、当該措置の実行後、取扱所に対し、速やかに報告するよう求める。

第２節　武力攻撃原子力災害への対処

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

第３節　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

１　共通事項

（１）平素からの備え

○　厚生労働省関係部局は、保健所、地方衛生研究所の職員に対してＮＢＣ攻撃による災害に係る研修の推進を図る。

（２）武力攻撃災害発生時の措置

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

（３）生物剤による攻撃の場合

○　生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。

○　生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。そのため、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、予防、治療及びまん延防止を行うことが重要である。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等を提供するものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により、汚染地域の範囲及び感染源を特定し、又は都道府県知事にこれらの実施を指示するものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、関係機関から提供のあった情報の集約及び分析を行い、その結果を被災都道府県に還元し、早期解決を促すとともに、必要に応じて広域的な保健医療関係者の派遣調整等を行い、事態の沈静化を図るように努める。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、生物剤による災害が発生した場合、当該生物剤に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずるとともに、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力の要請を行うものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、生物剤による攻撃が発生し、又は発生するおそれがあるときは、感染症の予防上留意すべき事項について報道機関等を通じて国民に周知するよう都道府県等の関係機関を指導するものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、生物剤による攻撃の場合には、ワクチンの接種に関する情報についても広報し、痘そうが使用され又は使用されるおそれがある場合には、必要に応じて、予防接種法に基づき、都道府県知事に臨時の予防接種を指示するものとする。

第４節　保健衛生の確保その他の措置

１　感染症等の指定等の特例

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症法第６条第２項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第 121 条第１項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、都道府県知事に対し必要な指示をするものとする。

○　具体的には、上記の措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講じるよう、厚生労働大臣は、都道府県知事に必要な指示をするものとする。

・　国民保護法の規定に基づく指定感染症の指定により、建物に係る措置、交通の制限又は遮断等、感染症法に基づく一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。

・　入院の勧告又は措置に当たっては、都道府県等の職員から対象者に対して、入院の理由、感染症法による退院請求、審査請求に関すること等を通知するものとする。

・　患者の移送に当たっては、対象となる感染症及び患者の状況に応じた感染拡大防止措置を実施することが重要である。

・　建物への立入禁止措置を講ずるに当たっては、感染症の外部へのまん延を防止することができるよう、当該感染症の発生の状況、当該措置を実施する建物の構造及び設備の状況その他の事情を考慮して適正な方法で行うものとする。

・　交通の制限又は遮断に当たっては、対象となる感染症の広範囲の地域にわたるまん延を防止することができるよう、当該感染症の発生の状況、当該措置を実施する場所の交通の状況その他の事情を考慮して適切な方法で行うものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）に規定する検疫感染症以外の感染症が我が国に侵入することによって発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第 121 条第２項の規定に基づき、当該感染症を感染症の種類として指定することにより、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、国土交通大臣その他の関係機関と協議するものとする。

○　具体的には、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講ずるものとする。

・　国民保護法の規定に基づく指定により、診察、検査、隔離、停留等、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。

・　患者の隔離に当たっては、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関等に入院を委託して行うものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定するＡ類疾病及びＢ類疾病以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効かつ安全であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第 121 条第３項の規定に基づき、当該感染症をＡ類疾病として指定することにより、予防接種を実施するものとする。

○　武力攻撃事態等において予防接種を的確かつ迅速に実施するため、下記のとおり措置を講ずるものとする。

・　痘そうによる武力攻撃事態が想定される場合は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、臨時の予防接種として、痘そうの予防接種を行うよう、都道府県知事に指示する。

・　予防接種の実施に当たっては、初動対処要員及び未接種者に対して優先的に接種するものとし、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）等を遵守するものとする。

２　人工透析医療

○　人工透析については、慢性腎障害患者に対し、武力攻撃事態等においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要である。透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。

（１）　情報収集及び連絡

厚生労働省健康・生活衛生局は、公益社団法人日本透析医会が被災都道府県に伝達する、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、被災都道府県・市町村が、広報誌、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等へ的確な情報を提供し、受療の確保を図ることに関し、医政局の協力を得て被災都道府県・市町村に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

（２）　水及び医薬品等の確保

厚生労働省健康・生活衛生局、医薬局及び医政局は、被災都道府県が、公益社団法人日本透析医会により提供される透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

３　難病患者等への医療

○　難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等（例：ＡＬＳ等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分要素、膠原病のステロイド系薬品）の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

・　情報収集及び連絡

厚生労働省健康・生活衛生局は、被災都道府県が、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報誌、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等へ的確な情報を提供し、受療の確保及び人

工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これらの患者の状況に応じた必要な措置を図ることに関し、医政局の協力を得て被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

また、厚生労働省健康・生活衛生局は、関係自治体間での難病患者等の情報共有の体制を活用し、市町村の作成する避難行動要支援者名簿に基づく個別支援が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

・　医薬品等の確保

厚生労働省医政局、健康・生活衛生局及び医薬局は、被災都道府県が把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

4　公費負担医療に係る対応

○　厚生労働省公費負担医療関係部局は、公費負担医療制度対象者の医療を確保する観点から、患者票等を現に所持していない場合等における公費負担医療事務の円滑な実施について、被災都道府県・市町村等に対し、必要な指導等を行う。

5　地域における衛生状況の確保

○　厚生労働省関係部局は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に高齢者、障害者等災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとし、必要に応じ、地方公共団体に対して、適切な助言を行う。

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、保健所が保健医療機関と連携しつつ、避難先地域に対して衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行えるよう助言を行う。

また、厚生労働省健康・生活衛生局は、必要に応じて被災者等の肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）などの疾病予防に関する情報を被災都道府県へ提供すること。

○　厚生労働省健康・生活衛生局は、必要に応じ、又は関係地方公共団体の長からの要請に基づき、保健医療関係者の派遣計画の作成など避難住民等に対する保健活動の調整を行うものとする。

6　医薬品等の迅速な承認

○　厚生労働省医薬局は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害が発生した場合、その拡大を防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品等であり、かつ、それらの使用以外に適当な方法がないものについて、国内で早期に薬事承認するため必要がある場合に、特例承認制度又は緊急承認制度を適用する。

第５節　労働災害防止

○　二次災害防止のための労働災害防止対策

武力攻撃災害により被災した地域を管轄する労働基準監督署長は、二次災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備等の使用の停止、危険・有害物の漏洩防止等の保安措置、労働者の待避その他の応急措置について、必要な監

督指導を行うこと等により、被害の拡大を防止する。

第６章　国民保護措置のための全般的な留意事項

第１節　情報の収集・提供

１　平素からの備え

○　厚生労働省関係部局は、都道府県と連携して、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを利用し、情報の収集・整理に努めることとされている。

○　厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所）の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。

２　被災情報等の収集・提供

○　厚生労働省関係部局は、武力攻撃災害の発生後直ちに、他からの指示等の有無にかかわらず、その所掌事務にかかる情報の収集及び必要な措置・対策を開始する。

○　厚生労働省関係部局は、被災都道府県・市町村からの情報に限らず、ヘリコプターによるテレビ情報、マスコミ情報、被災地又はその周辺の関係施設への直接電話照会、全国ネットワークを持つ企業への照会等可能なあらゆる手段により情報を収集し、当該情報を連絡会議事務局（省対策本部設置後は省対策本部事務局）に報告する。

○　連絡会議事務局（省対策本部設置後は省対策本部事務局）は、厚生労働省関係部局から随時報告を受け、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するよう努めるものとする。

○　連絡会議事務局（省対策本部設置後は省対策本部事務局）は、電話、中央防災無線その他の厚生労働省が保有する情報通信手段により、収集し、又は報告を受けた被災情報を対策本部長に速やかに報告するものとする。

第２節　通信の確保

○　厚生労働省関係部局は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

○　厚生労働省関係部局は平素から非常通信の取扱い等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を積極的に実施する。

第３節　海外からの支援の受入れ

○　厚生労働省医政局及び医薬局は、大規模な武力攻撃災害が発生し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府等から医療の提供の申出があったときは、必要に応じ、外国においてこれらの資格に相当する資格を有する者に対し、医療を行うことを許可するものとする。

○　厚生労働省健康・生活衛生局及び健康・生活衛生局感染症対策部は、海外から提供される緊急支援物資のうち食品等の受け入れについて、被害の発生状況、輸入される食品等の特性等を考慮した上で、輸入通関時の食品等輸入届出手続の簡素化等について関係機関と調整を図るものとする。

第４節　赤十字標章等・特殊標章等の交付等

○　厚生労働省（赤十字標章等については医政局、特殊標章等については厚生労働省関係部局）は、赤十字標章等及び特殊標章等の具体的な交付等に関して、必要な要綱を作成し、これにより、日本赤十字社又は厚生労働省の職員で国民保護措置に関する職務を行う者等に対し、赤十字標章等又は特殊標章等を交付し、又は使用させるものとする。また、当該標章等の意義等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

○　厚生労働省医政局は、赤十字標章等の交付等が的確に実施されることを確保するため、必要な措置を講じる。このため、厚生労働省社会・援護局は、平素においても、日本赤十字社と協力し、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和 22 年法律第 159 号）の趣旨の周知、適切な実施を確保するものとする。

第７章　国民生活の安定に関する措置に関する事項

第１節　国民生活の安定

１　医薬品等の価格の安定等

○　厚生労働省医政局及び医薬局は、国民生活及び国民経済の安定、特に避難住民等の生活の安定のために、物価の安定及び医薬品等の適切な供給を図る必要があることから、医薬品等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。

２　社会保険関係

（１）医療保険

○　被保険者証紛失等に関する措置

厚生労働省関係部局は、都道府県及び関係機関と十分な連携を図り、被保険者証を紛失したこと等により、被災者が被保険者証を提示できない場合における、保険医療機関での受診手続について、関係機関等を通じて周知に努める。

○　被保険者の一部負担金等に関する措置

厚生労働省保険局は、国民健康保険制度等における一部負担金等に関する徴収猶予や減免等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

○　保険料納付に関する措置

厚生労働省保険局は、国民健康保険制度等における保険料に関する徴収猶予や減免等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

○　診療報酬等の審査、支払い体制

厚生労働省関係部局は、市町村、健康保険組合等の保険者、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会並びに都道府県と十分な連携を図り、円滑な審査・支払体制の確保に努める。

（２）社会保険業務に係る緊急業務処理体制の整備

○　厚生労働省年金局は、被害状況に応じて、必要と認められる場合には、可及的速やかに以下の対策を実施する。

・　社会保険業務を円滑に実施するため、具体的な情報を収集するとともに継続的に情報収集を行い、日本年金機構に対し、的確に情報提供を行う。

・　関係機関との十分な連携を図り、支払通知書等を紛失した場合の年金受給方法等円滑な社会保険業務の実施に努める。

○　年金事務所等が被災により機能が麻痺した場合においても、被保険者等への迅速な対応が図られるよう、日本年金機構に対し、被災していない年金事務所等からの必要な職員の派遣や被災していない年金事務所等において被災した年金事務所等の機能を代行する等の対応に関する必要な助言及び指示等を行う。

（３）社会保険に係る行政サービスの確保

○　厚生労働省年金局は、関係機関と調整を行い、被災地又は避難先の年金受給者が確実に年金を受給できるように努める。

○　厚生労働省年金局は、各種届書の添付書類の簡素化を図るなど弾力的な運用に関し、日本年金機構に対し、必要な助言及び指示等を行う。

○　厚生労働省年金局は、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施等について、日本年金機構と連携し、チラシ、ポスターの作成、政府広報の活用などにより、被災地・避難地の被保険者及び年金受給者に対し、的確な情報を提供する等サービスの向上を図る。

（４）社会保険料に係る納期限の延長、免除

○　厚生労働省年金局は、社会保険料に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。

なお、健康保険等の保険料の免除については、厚生労働省保険局、老健局及び年金局と連携を図り迅速な対応に努める。

（５）特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

○　厚生労働省は、その所掌に係る、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討する。

また、国民保護法第 131 条に基づく政令が定められ、当該措置を講ずることが特に必要と認められる場合には、実施のための必要な措置を講ずるものとする。

３　労働保険関係

（１）労災保険給付等に関する措置

○　厚生労働省労働基準局長は、労災保険給付等の請求に当たり、被災労働者が事業場の滅失等の理由により事業主の証明が受けられない場合には、事業主の証明がなくても請求書を受理する等弾力的な運用を行うものとする。

また、労災指定医療機関が診療費の請求等に当たり、武力攻撃災害により通常の請求を行うことができない場合は、過去の実績による請求を認める等弾力的な運用を行うものとする。

（２）労働保険料の納付に関する特例措置

○　武力攻撃災害により労働保険料を所定の期限までに納付等することができない事業主等に対し、必要があると認められるときは、厚生労働大臣は、労働保険料に関する申告・納付期限等を延長するものとし、都道府県労働局の労働保険特別会計歳入徴収官は、追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

（３）雇用保険の失業等給付に関する特例措置

①　求職者給付の支給に関する特例

○　被災地域を管轄する公共職業安定所長は、武力攻撃災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた者に基本手当等を支給するものとする。

②　証明書による失業の認定

○　被災地域を管轄する公共職業安定所長は、武力攻撃災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給するものとする。

４　その他

（１）　未払賃金立替払制度事業に関する措置

○　武力攻撃災害により事業場が閉鎖され、労働者に対する未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度の迅速な運用を図るものとする。

（２）　労働金庫による生活資金の貸付けの円滑化

○　武力攻撃災害により被災した会員又は会員を構成するものに対する労働金庫による生活資金の貸付けが円滑に行われるように、厚生労働省雇用環境・均等局長は、必要があると認めるときは、労働金庫連合会に対し、当該労働金庫への資金の融通について協力を要請するものとする。

（３）　中小企業退職金共済掛金の納付に関する特例措置

○　厚生労働省雇用環境・均等局長は、中小企業退職金共済契約者が武力攻撃災害により掛金の納付が困難となった場合であって必要があると認めるときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対し、掛金の納付期限を延長するよう要請するものとする。

（４）　労働者に対する貸付金に関する特例措置

○　厚生労働省雇用環境・均等局長は、独立行政法人勤労者退職金共済機構から財形持家資金その他の資金の貸付けを受けている者が武力攻撃災害により当該貸付金の返還が困難となった場合であって必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、その返還の猶予、貸付金利の引下げ等の措置を講ずるよう要請するものとする。

（５）　離職者の早期再就職等の促進

○　被災地域を管轄する公共職業安定所長は、武力攻撃災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・　雇用維持等の要請
・　被災者のための臨時職業相談の実施
・　公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談等の実施

（６）　生活福祉資金

○　厚生労働省社会・援護局は、武力攻撃事態等による被害を受けたことにより避難している低所得世帯等に対して、その生活の安定に資するため、都道府県社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金の事務が必要に応じて実施されるよう、都道府県に対し指導・助言を行う。

（７）　株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付に関する事項

○　株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付においては、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災生活衛生関係営業者の経営の維持安定を支援するため、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うように努めるものとする。

第２節　応急の復旧

１　医療機関等の応急の復旧

○　厚生労働省医政局及び医薬局は、医療機関等の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

○　厚生労働省医政局及び医薬局は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、医療機関等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

２　社会福祉施設の復旧

○　厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局その他の関係部局は、被災社会福祉施設等（こども家庭庁の所掌に属するものを除く。）の災害復旧について、国庫補助、独立行政法人福祉医療機構の融資等による早期の復旧が図られるよう努める。

第３節　武力攻撃災害の復旧に関する措置

１　災害復旧工事に従事する労働者の安全・衛生の確保

○　武力攻撃災害により被災した地域を管轄する労働基準監督署長は、武力攻撃災害の復旧工事等に対する監督指導を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努めるものとする。

２　事業場の操業再開時における労働災害の防止

○　武力攻撃災害により被災した地域を管轄する労働基準監督署長は、事業者に対し、事業場の操業の再開に際し、ボイラー、クレーン等の特定機械、危険・有害物を取り扱う設備、建設工事の足場等について点検及び補修等を行うなど、労働災害防止のための措置を講ずるよう、必要な指導等を行うものとする。

第８章　緊急対処事態への対処

１　厚生労働省緊急対処事態対策本部の設置

（１）厚生労働省緊急対処事態対策本部の業務

○　厚生労働大臣は、政府に緊急対処事態対策本部が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする厚生労働省緊急対処事態対策本部（以下「省緊急対処事態対策本部」という。）を設置する。省緊急対処事態対策本部は次の業務を行う。

・　緊急対処保護措置の実施に関する厚生労働省内の総括及び総合調整
・　緊急対処事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
・　緊急対処事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の厚生労働省関係部局への提供
・　厚生労働省関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
・　緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
・　厚生労働省緊急対処事態現地対策本部を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整
・　その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な業務

（２）事務局

○　省緊急対処事態対策本部の事務局は、大臣官房厚生科学課において行う。

○　省緊急対処事態対策本部の組織その他必要な事項は、別に定めるところによる。

（３）職務代理

○　大臣が指揮することができないときは、副大臣が省緊急対処事態対策本部の長の職務を代行する。副大臣が複数いる場合は、予め別に定める職務代行の順序に従う。

○　副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、医務技監、官房長、総括審議官の順で指揮する。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行の順序に従う。

２　緊急対処保護措置の実施等

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画第１章から第７章までの定めに準じて適宜行うこととする。この場合において、国民保護法第 45 条第１項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定地方行政機関の長及び関係指定公共機関その他の関係機関に通知するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

別添

生物剤及び毒素のリスト

1　人に病原性を有する生物剤及び毒素

（1）ウイルス

アルファウイルス属（チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス）、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、インフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ２Ｎ２、Ｈ５Ｎ１、Ｈ７Ｎ７若しくはＨ７Ｎ９であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属ポリオウイルス、オルソポックスウイルス属（エムポックスウイルス、痘そうウイルス）、シンプレックスウイルス属Ｂウイルス、ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス）、フラビウイルス属（ウエストナイルウイルス、デングウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス）、フレボウイルス属（ＳＦＴＳウイルス、リフトバレー熱ウイルス）、ベータコロナウイルス属（ＭＥＲＳコロナウイルス、ＳＡＲＳコロナウイルス）、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ヘンドラウイルス）、Ａ型肝炎ウイルス、Ｅ型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、リッサウイルス属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを除く。）、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス

※　新型インフルエンザ等感染症とは、感染症法第６条第７項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

（2）細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

腸管出血性大腸菌（血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145 及びO157）、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィＡ）、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌（血清型がＯ１又はO139 であるものに限る。）、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ（その他ダニが媒介するボレリア属の細菌）、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス（その他シラミが媒介するボレリア属の細菌）、結核菌、野兎病菌、発疹チフスリケッチア、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、レジオ

ネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

（３）真菌
コクシディオイデス属イミチス

（４）原生動物（寄生虫を含む。）
クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が１型又は２型であるものに限る。）、多包条虫、単包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、四日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫

（５）毒素
アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素（ベロ毒素）、ジアセトキシスシルペノール毒素、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン、ＨＴ―２トキシン、Ｔ―２トキシン

２　家畜に病原性を有する生物剤
牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ馬疫ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、豚コレラウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス、低病原性鳥インフルエンザウイルス